

「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法の実施細則」公表

トランザクションバンキング部
中国調査室

実務・制度ニュースレター第59期で紹介した「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法(以下、「暫定弁法」)」について、1月6日に中国人民銀行深圳市中心支店(以下、深圳PBOC)がセミナーを開催し、「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法の実施細則(以下、「実施細則」)」が配布されましたので、その内容をご紹介します。

1. 「実施細則」の内容

「実施細則」では、「暫定弁法」及び「実施細則」に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付(以下、本貸付)を、「前海地区に登録設立し、且つ前海で実際に経営又は投資活動を行う企業(以下、借入企業)」が「人民元業務を営む香港の銀行(以下、貸付銀行)」から借入する「人民元建てクロスボーダーローン」であると定義した上で、本貸付に係る各種手続きや資金使途の制限などについて規定しています。

(1) 本貸付の手続き

本貸付に係る具体的な手続き(詳細は、図表1ご参照)は以下のとおりで、本貸付実行代り金を香港から送金する際及び使用する際に、域内決済銀行が貸付銀行に確認を行なうことが求められている点が通常のクロスボーダーローンの手続きとは異なります。

① 域内決済銀行経由で深圳人民銀行(以下、PBOC)宛に備案(届出)

- ▶ 前海地区の企業は、本貸付を調達する場合、以下の書類を以って域内決済銀行経由で深圳PBOCに備案(届出)申請します。

- ・ 営業許可証、機構信用コード証
- ・ 貸付意向書又は類似する告知書
- ・ 資金使途説明書
- ・ ローン契約書(貸付実行後3営業日以内に補充可)
- ・ 企業信用報告、企業主要株主信用報告、企業法人代表個人信用報告
- ・ その他深圳PBOCが要求する書類

- ▶ 深圳PBOCは、申請受理後5営業日以内に備案可能か域内決済銀行に回答します。

② 貸付銀行宛の本貸付の借入申請

- ▶ 貸付銀行に本貸付の借入申請を行う際、深圳PBOC発行の「前海クロスボーダー人民元貸付備案表(以下、備案表)」の提出が必要となります。
- ▶ なお、備案表の有効期間は3ヶ月です。

③ 域内決済銀行での一般口座の開設

- 借入企業は、域内決済銀行に営業許可証等の資料を提出し、一般口座を開設します。
- 一般口座における現金での入出金はできません。
- また、一般口座の預金利率は、人民銀行が定める普通預金利率が適用されます。

④ 本貸付実行代り金の入金

- 域内決済銀行は、本貸付実行代り金の入金前に以下の関連書類を審査した上で、不備がなければ貸付銀行に対して送金手続きを行なうよう通知します。

- ・ ローン契約書
- ・ 資金使途説明書
- ・ 備案表
- ・ その他

- 貸付銀行は、通知受領後、本貸付代り金の送金を実行します。

⑤ 本貸付実行代り金の使用

- 借入企業は、本貸付実行代り金を使用する際に、事前に域内決済銀行に対して資金使途説明資料を提出します。
- 域内決済銀行は、当該資料を審査したうえで貸付銀行に対して照会を行い、貸付銀行より本貸付実行代り金の支払に同意する旨の書面回答を受領した後、同日付で支払手続きを行ないます。

⑥ 本貸付の元利金の支払

- 借入企業が本貸付の元利金の支払を行なう場合は、域内決済銀行に以下の資料を提出し、送金手続きを行います。

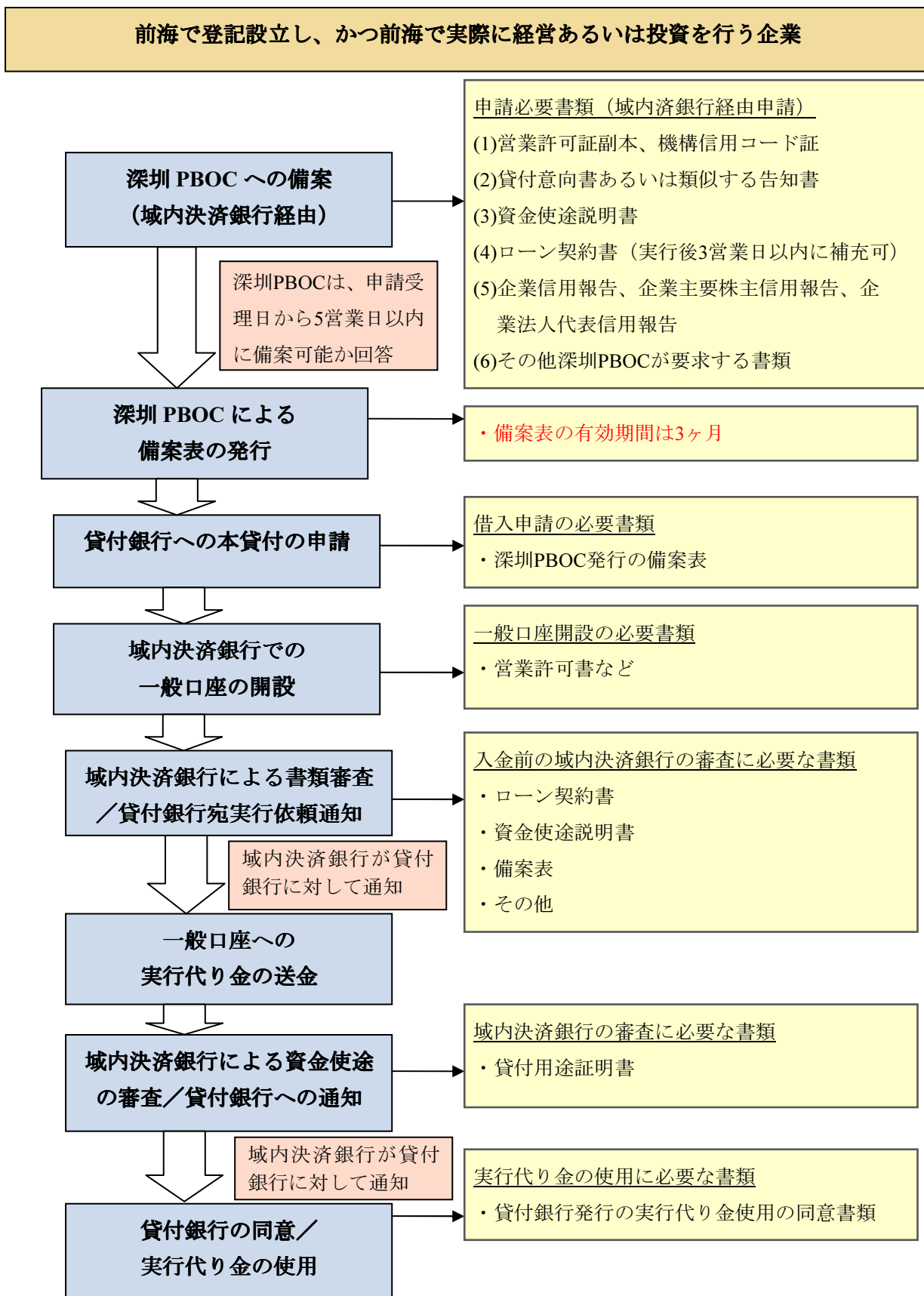
- ・ ローン契約書
- ・ 支払指示書
- ・ 納税証明書
- ・ その他

(2) 本貸付実行代り金の資金使途

本貸付代り金の資金使途は前海産業発展目録に合致することが要求され、さらに輸入やその他の対外決済に優先して使用することが求められている一方、以下の支払いについてはその使用が禁止されています。

- ・ 有価証券やデリバティブ商品への投資
- ・ 委託貸付の実行
- ・ 金融商品の購入
- ・ 自社利用目的以外での不動産の購入

(図表1) 本貸付の手続き



2. 「実施細則」についてのセミナーの内容

セミナーでは「実施細則」についての説明が行なわれましたが、その中で「実施細則」の補足として以下の発言があった模様です。

- ▶ 本貸付実行代り金は、前海地区以外の場所（以下、異地）での決済に利用可能であるが、異地での投資への利用は不可。また、銀行借入の返済に充当することも可能。
- ▶ 本貸付の返済原資は特に制限無く、銀行借入による返済も可能。
- ▶ 域内企業や域外企業に担保を提供する場合の外債登記については現在検討中。

3. 本貸付と通常のカロスボーダー人民元貸付の差異

「暫定弁法」及び「実施細則」並びに各種ヒアリングにより確認された本貸付の内容と従来のカロスボーダー人民元貸付の差異は下表（図表2）の通りです。

（図表2）本貸付と通常のカロスボーダー人民元貸付の差異

	本貸付	従来のカロスボーダー人民元貸付
貸付期間	借入人・貸付人間で決定	借入人・貸付人間で決定
貸付金利	借入人・貸付人間で決定	借入人・貸付人間で決定
投差	費消しない	費消する
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前海産業発展目録に合致する必要有 ・ 以下の資金使途への利用は不可 有価証券投資 デリバティブ商品への投資 委託貸付の実行 金融商品の購入 自社利用目的以外での不動産の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営目的範囲内で利用 ・ 以下の資金使途への利用は不可 有価証券投資 デリバティブ商品への投資 委託貸付の実行 金融商品の購入 自社利用目的以外での不動産の購入
送金前の手続き	域内決済銀行から貸付銀行への送金依頼通知が必要	規定無し
実行代り金の使用手続き	域内決済銀行が貸付銀行に対して実行代り金の使用可否についての照会を行い、書面で回答を得る必要有り	規定無し
一般口座	現金での入出金不可 預金金利は PBOC 公表の普通預金金利	同左

(出所)「暫定弁法」、「実施細則」及び各種ヒアリングにより三菱東京 UFJ 銀行香港支店業務開発室作成

4. まとめ

「実施細則」の制定により、本貸付に係わる手続きや資金使途などについて一定の明確化が図られたものの、依然曖昧な規定が多く、またセミナーで説明された内容も当局の口頭発言に留まるものであることから、実際に本貸付を実行するには事前に深圳 PBOC に確認を行なうなど注意が必要となります。

また、「実施細則」では、「前海産業発展目録」についての言及がありますが、当該目録は現時点で未公表です。今後、「前海産業発展目録」が発表されれば、本貸付の利用対象がより明確になるため、引き続き動向を注視してまいります。

以上

(執筆者:三菱東京 UFJ 銀行香港支店業務開発室 朴 貞子)

以下は規定の原文と日本語訳です。

前海跨境人民币贷款管理暂行办法实施细则	前海クロスボーダー人民元貸付管理 暫定弁法実施細則
<p>第一条 为规范前海跨境人民币贷款的开展，根据《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》（以下简称《办法》）及有关法律法规，制定本细则。</p>	<p>第一条 前海クロスボーダー人民元貸付の展開を規範化するため、「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法」（以下、弁法）と関連法律法規に基づき、本細則を制定する。</p>
<p>第二条 《办法》和本细则所称前海跨境人民币贷款是指符合条件的境内企业从香港经营人民币业务的银行借入人民币资金。符合条件的境内企业（以下简称借款企业）是指在前海注册成立并在前海实际经营或投资的企业。</p>	<p>第二条 「弁法」と本細則で定める前海クロスボーダー人民元貸付は、条件に合致する域内企業が、人民元業務を行っている香港の銀行から借入れる人民元資金を指す。条件に合致する域内企業（以下、借入企業）とは、前海に登録設立し、且つ前海で実際に経営または投資活動を行う企業を指す。</p>
<p>第三条 中国人民银行深圳市中心支行（以下简称深圳人行）根据香港人民币业务发展情况、前海建设发展需求和国内宏观调控的需要，测算前海跨境人民币贷款年度余额，上报中国人民银行总行后执行。</p>	<p>第三条 中国人民銀行深圳市中心支店（以下、深圳人民銀行）は、香港の人民元業務の発展状況、前海の建設発展需要及び国内マクロコントロール目標に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付の年度残高を算出し、中国人民銀行本部に報告した後、執行する。</p>
<p>第四条 前海跨境人民币贷款用途应符合前海产业发展目录要求，优先支持用于进口及其他对外支付的贷款需求。</p>	<p>第四条 前海クロスボーダー人民元貸付の資金使途は、前海産業発展目録の要求に合致していなければならない。輸入やその他の対外支払のための貸付需要が優先的に支持される。</p>
<p>第五条 借款企业应依据《办法》和本细则的规定，在贷款备案、资金使用、还本付息等环节向境内结算银行提交相应资料，配合境内结算银行进行真实性审核及信息报送。</p>	<p>第五条 借入企業は、「弁法」と本細則の規定に基づき、貸付の備案、資金の使用、元利金返済などにおいて、域内決済銀行に関連資料を提出し、域内決済銀行の真実性審査及び情報の報告に協力しなければならない。</p>
<p>第六条 境内结算银行应依据《办法》和本细则的规定，对借款企业跨境人民币贷款的备案、资金使用、还本付息等环节进行真实性审核，并按规定向深圳人行报送相关信息和资料。</p>	<p>第六条 域内決済銀行は、「弁法」と本細則の規定に基づき、借入企業のクロスボーダー人民元貸付の備案、資金の使用、元利金返済などにおいて真実性審査を行い、規定に基づき深圳人民銀行に関連情報と資料を報告しなければならない。</p>

<p>第七条 前海跨境人民币贷款业务办理前，借款企业应通过境内结算银行向深圳人行提交以下资料办理备案手续：</p> <p>(一) 营业执照副本、机构信用代码证；</p> <p>(二) 《贷款意向函》或类似告知书；</p> <p>(三) 贷款用途说明书；</p> <p>(四) 贷款合同（可在贷款正式发放后三个工作日内补充）；</p> <p>(五) 企业信用报告、企业主要股东信用报告、企业法人代表个人信用报告；</p> <p>(六) 深圳人行要求的其他材料。</p> <p>境内结算银行应对借款企业备案材料的真实性、完整性进行审核。</p> <p>深圳人行自受理之日起五个工作日内告知境内结算银行是否予以备案。</p>	<p>第七条 前海クロスボーダー人民元貸付業務実施前に、借入企業は、域内決済銀行を通じて深圳人民銀行に以下の書類を提出し、備案手続きを行わなければならない：</p> <p>(一) 営業許可書の副本、機構信用コード証</p> <p>(二) 「貸付意向書」或いは類似の告知書</p> <p>(三) 資金使途説明書</p> <p>(四) ローン契約書（正式な貸付の実行後3営業日以内に補充可）</p> <p>(五) 企業信用報告、企業主要株主信用報告、企業法人代表者個人信用報告</p> <p>(六) 深圳人民銀行が要求するその他の資料</p> <p>域内決済銀行は、借入企業の備案資料の真实性・完全性を審査する義務がある。</p> <p>深圳人民銀行は、受理日から5営業日以内に域内決済銀行に備案を受け入れるかどうかを通知しなければならない。</p>
<p>第八条 借款企业凭深圳人行出具的《前海跨境人民币贷款备案表》（具体格式见附件）等材料，向香港经营人民币业务的银行申请跨境人民币贷款。《前海跨境人民币贷款备案表》有效期为三个月。</p>	<p>第八条 借入企業は、深圳人民銀行が発行した「前海クロスボーダー人民元貸付備案表」などの資料により、香港で人民元業務を行なっている銀行にクロスボーダー人民元貸付を申請する。「前海クロスボーダー人民元貸付備案表」の有効期間は3ヶ月。</p>
<p>第九条 借款企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》的规定，向境内结算银行提交营业执照等材料，申请开立一般存款账户，专门用于存放从香港汇入的前海跨境人民币贷款资金，该账户不得办理现金收付业务，该账户存款利率原则上按照中国人民银行公布的活期存款利率政策执行。</p>	<p>第九条 借入企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」の規定に基づき、域内決済銀行に営業許可書等の証明資料を提出して一般預金口座を開設し、香港から送金される前海クロスボーダー人民元貸付資金の預け入れのために専ら使用する。当該口座では現金の入出金業務を取扱ってはならず、当該口座の預金利率は、原則として中国人民銀行が公布する普通預金利率政策に基づいて実施される。</p>
<p>第十条 借款企业在办理贷款资金入账前，应当向境内结算银行提交贷款合同、资金使用说明书以及深圳人行出具的《前海跨境人民币贷款备案表》等材料。境内结算银行审核通过后通知香港贷款银行办理贷款资金划款手续。</p>	<p>第十条 借入企業は、貸付資金が着金する前に、ローン契約書、資金使途説明書及び深圳人民銀行が発行した「前海クロスボーダー人民元貸付備案表」などの資料を域内決済銀行に提示しなければならない。域内決済銀行は、審査後、香港の貸付銀行に貸付資金払込手続きを行なうように通知する。</p>

<p>第十一条 借款企业使用贷款资金前，应当向境内结算银行提交相关资金用途证明材料。境内结算银行审核后，向香港银行反馈，获得香港贷款银行同意贷款资金支付的书面答复后，方可办理贷款资金支付，并于当天完成贷款资金支付划款手续。</p> <p>第十二条 借款企业用人民币偿还本息时，应凭贷款合同、支付命令函和纳税证明等材料到境内结算银行办理还款汇出手续。</p> <p>第十三条 前海跨境人民币贷款资金不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于委托贷款，不得用于购买理财产品，不得用于购买非自用房产等。</p> <p>第十四条 境内结算银行应对前海跨境人民币贷款资金用途和流向进行审查，建立完整的业务台账，建立前海跨境人民币贷款档案管理制度，妥善保管相关凭证资料。</p> <p>第十五条 境内结算银行应按规定报送以下信息：</p> <p>（一）及时、准确、完整地向“人民币跨境收付信息管理系统”报送依据《办法》开立的一般存款账户的开立信息，通过该账户办理的跨境人民币资金收入和支付信息，人民币跨境信贷融资业务信息，以及其他与前海跨境人民币贷款的相关信息；</p> <p>（二）及时、准确、完整地向“深圳市借款企业风险预警系统”报送前海跨境人民币贷款信息。</p> <p>（三）在每季度结束后的十个工作日内将前海跨境人民币贷款发放情况，包括季度内借款企业名称、借款期限、利率、金额、用途等信息报备深圳人行；</p>	<p>第十一条 借入企業は、貸付資金を使用する前に、域内決済銀行に資金使途証明資料を提出しなければならない。域内決済銀行は、審査後、香港の貸付銀行にフィードバックし、香港の貸付銀行が貸付資金支払に同意する旨の書面回答を受領した後、貸付資金を支払うことができ、同日付で貸付資金払込手続きを完了させる。</p> <p>第十二条 借入企業は、人民元で元利金を支払う場合、ローン契約、支払指図書と納税証明書などの資料に基づき域内決済銀行で送金手続きを行なう。</p> <p>第十三条 前海クロスボーダー人民元貸付資金は、有価証券や金融派生商品への投資、委託貸付、金融商品の購入、非自家用不動産等の購入に使用してはならない。</p> <p>第十四条 域内決済銀行は前海クロスボーダー人民元貸付資金の使途とフローについて審査し、完全な業務台帳を確立し、前海クロスボーダー人民元貸付保存書類管理制度を定め、関連証明書類を適切に保管しなければならない。</p> <p>第十五条 域内決済銀行は規定に基づき以下の情報を報告しなければならない：</p> <p>（一）遅滞無く、正確、完全に「人民元クロスボーダー収支情報管理システム」経由で、「弁法」に基づき開設した一般預金口座の開設情報、当該口座経由のクロスボーダー人民元資金収支情報、人民元クロスボーダー信用貸付融資業務情報及びその他前海クロスボーダー人民元貸付に関する情報を報告しなければならない。</p> <p>（二）遅滞無く、正確、完全に「深圳市借入企業リスクアラートシステム」経由で前海クロスボーダー人民元貸付情報を報告しなければならない。</p> <p>（三）毎四半期終了後10営業日以内に、四半期内の借入企業の名称、借入期限、利率、金額、使途などの情報を含む前海クロスボーダー貸付実行状況を深圳人民銀行に報告する。</p>
--	---

<p>(四) 及时将前海跨境人民币贷款业务中出现的问 题或异常情况报备深圳人行。</p> <p>第十六条 深圳人行依据《办法》和本细则对前海跨 境人民币贷款的真实性实施非现场监管和现场检 查。检查对象包括境内结算银行、借款企业。</p> <p>第十七条 本细则由深圳人行负责解释。</p> <p>第十八条 本细则自发布之日起实施。</p>	<p>(四) 前海クロスボーダー人民元貸付業務中に発生 した問題や異常は、遅滞なく深圳人民銀行に報告す る。</p> <p>第十六条 深圳人民銀行は、「弁法」と本細則に基づ き、前海クロスボーダー人民元貸付の真実性につい て、オフサイト監査とオンサイト検査を実施する。 検査対象は、域内決済銀行及び借入企業を含む。</p> <p>第十七条 本細則は、深圳人民銀行が解釈の責任を 負う。</p> <p>第十八条 本細則は公表日より実施する。</p>
---	---

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行香港支店業務開発室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に
関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる
情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更する
ことがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問
い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してくだ
さい。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255